

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱

（平成28年1月28日 区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第59条第10号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「福祉法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（幼稚園型）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「一時預かり事業（幼稚園型）」（以下「事業」という。）とは、幼稚園又は認定こども園（以下「各施設」という。）で通常の教育時間の前後及び長期休業中に、主として在園児を一時的に預かる事業を言う。

2 この要綱で使用する用語の意義は、支援法、福祉法、一時預かり事業実施要綱（27文科初第238号 雇児発0717第11号。以下「国要綱」という。）及び東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金交付要綱（27生私振第1162号。以下「都要綱」という。）で使用する用語の例による。

（事業に対する補助）

第3条 区は、各施設が次の各号に掲げる事業を実施する場合、当該事業に係る維持管理運営経費の一部を補助する。ただし、当該事業が、他の補助事業により、当該事業に係る維持管理運営経費について補助金の交付を受けている場合は、この限りでない。

- （1）各施設を11時間以上開園し、通常の教育時間の前後及び長期休業期間中等に定期的な保育の利用を希望する当該各施設の在園児を対象とした事業（以下「長時間預かり事業」という。）
- （2）各施設を9時間以上開園し、通常の教育時間の前後及び長期休業期間中等に定期的な保育の利用を希望する当該各施設の在園児を対象とした事業（長時間預かり事業の要件に該当するものを除く。以下「定期預かり事業」という。）
- （3）家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該各施設の在園児を対象とした事業（長時間預かり事業及び定期預かり事業に該当するものを除く。以下「スポット預かり事業」という。）
- （4）前3号に掲げる事業のうち、家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められ、定期的な保育の利用を希望する2歳児を対象とした事業（2歳児の誕生日を迎えた時点から随時受け入れること及び当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続し受け入れることを含む。以下「2歳児受入事業」という。）

（補助要件）

第4条 各施設の設置者又は園長（以下「設置者等」という。）は事業を実施し、運営に要する費用の一部について補助を受けようとする場合には、以下の各号に定める要件を満たさなければならない。

（1）設備等の基準

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づき認可を受けている幼稚園であること。
- イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条に規定する設備の基準及び第33条第2項に規定する職員の配置基準に準じていること。
- ウ 2歳児受入事業については、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文科省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うよう留意すること。
- エ 2歳児受入事業については、対象児童が各施設に入園した後においても、引き続き受け入れが可能となるよう、保護者の就労状況等を踏まえて、適切に預かり保育を行うこと。
- オ 2歳児受入事業については、正当な理由がなければ、保護者からの利用の申込みを拒んではならない。ただし、受入枠を超える申込みがあった場合には各施設において公正な方法により、保育の必要度が高い者から優先して受け入れを行うこと。

（2）保育室

- ア 事業を実施する保育室の面積は、1人あたり1.98㎡以上を確保していること。
- イ 教育課程に係る教育時間終了前後の保育室又は遊戯室を使用することができること。

（3）従事職員

- ア 事業の従事者は、次のいずれかの要件（③から⑥の要件に該当する者は、区長が適当であると認めた場合に限る。）を満たす者であり、原則として事業に専従する者であること。ただし、常勤又は非常勤の別は問わない。
 - ① 幼稚園教諭又は保育士の資格を有している者
 - ② 子育て支援員に関する研修を修了した者
 - ③ 小学校教諭普通免許状所有者
 - ④ 養護教諭普通免許状所有者
 - ⑤ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

- ⑥ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）
- イ 従事者の配置基準は、3歳児20人に対して1人以上、4歳児以上30人に対して1人以上とし、従事者の人数は2人を下回ることはできない。
- ウ イの規定に関わらず、各施設と一体的に事業を実施し、イに規定する配置基準により算出される必要職員数が1人の場合で、かつ、各施設職員（幼稚園教諭又は保育士の資格を有するものに限る。）からの支援を受けられるときは、従事者の人数を1人とすることができる。
- エ 事業の従事者の1/2以上が、幼稚園教諭又は保育士の資格を有する者であること。（ただし、当分の間の措置として1/3以上とすることも可）
- オ 2歳児受入事業については、従事者の中に必ず保育士の資格を有する者を配置すること。ただし、従事者の1/2以上は、保育士の資格を有する者でなければならない。

（4）定員

事業の定員は、各施設が設定するものとする。

（5）事業の実施日

ア 事業の実施日は、以下に掲げる日を除く毎日とする。

- ① 土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
- ② 12月29日から1月3日まで

イ 上記の規定に関わらず、各施設が定める休園日は事業を実施しないことができる。

（6）開園時間

ア 長時間預かり事業を行う場合は、通常の教育時間を含めて11時間以上開園していること。

イ 定期預かり事業を行う場合は、通常の教育時間を含めて9時間以上開園していること。

ウ スポット預かり事業を行う場合は、通常の教育時間を含めて概ね8時間以上開園していること。

エ 2歳児受入事業を行う場合は、9時間以上開園していること。

（7）預かり時間

この事業における児童の預かり時間は、開園時間の範囲内で保護者等と相談したうえで、各施設が設定するものとする。

（届出）

第5条 この事業を実施する各施設の設置者等は、次の各号の事由に該当する場合、

それぞれに定める届出書を、区長に提出しなければならない。

(1) 事業を実施するとき 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施届（別記第1号様式）

(2) 事業の内容を変更するとき 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）内容変更届（別記第2号様式）

(3) 事業を休止するとき 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）休止届（別記第3号様式）

(4) 事業を廃止するとき 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）廃止届（別記第4号様式）

2 上記の届出を行う際は、各施設の設置者等は予め板橋区と十分に協議を行わなければならない。

(届出の受理)

第6条 前条に規定した届出書が提出された場合、区長はその内容を確認し、届出内容を受理する場合は板橋区一時預かり事業（幼稚園型）届に係る受理通知書（別記第5号様式）を、受理しない場合はその理由を記した通知を当該設置者等へ交付しなければならない。

(利用料)

第7条 この事業における利用料は各施設の設置者等が設定し、保護者等から徴収するものとする。この場合において、長時間預かり事業、定期預かり事業及び2歳児受入事業の利用料については、月額で徴収することができる。

2 園児の保育に直接必要なものに要する経費の実費相当額について、各施設の設置者等は、前項の利用料のほか、別に徴収することができる。

(事業の対象となる園児)

第8条 事業の対象園児は、教育時間の前後に保育を必要とする、当該各施設の在園児のうち、区内に住所を有する者とする。ただし、2歳児受入事業の対象は、保育園や幼稚園等の施設に在籍していない幼稚園就園前の乳幼児のうち、区内に住所を有する者とする。

2 事業の対象園児のうち、在籍する幼稚園等における教育時間内において、健康面・発達面において特別な支援を要するとして、現に東京都又は板橋区による補助事業等の対象となっている児童その他区が認める障害児を「特別な支援を要する園児」とする。

3 各施設の設置者等は、事業の利用を希望する保護者等から、書面にて利用申込を受けるものとする。

(補助金の種類及び金額)

第9条 補助金の金額は、別表第1及び別表第2に定める補助額算定基準により算定された額と事業の実施に係る実支出額から寄附金その他収入額を控除した額とを比

較して少ない方の額を選定し、予算の範囲内で交付する。ただし、交付申請額を超えて交付はしない。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする各施設の設置者等は、別に定める期日までに板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金交付申請書(別記第6号様式)及び板橋区一時預かり事業年間計画書(別記第7号様式)に必要な書類を添えて、区長へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第11条 区長は、前条の申請書を受領した場合、関係書類を審査したうえで、補助金を交付すべきか否かを決定するものとする。

2 前項の場合において、区長が補助金の交付を決定したときは、板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金交付決定通知書(別記第8号様式)により、また交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、当該設置者等に通知するものとする。

3 区長は、補助金の交付決定に際し、条件を付けることができる。

(変更交付申請及び変更交付決定)

第12条 前条の規定により補助金の交付をした後、事業状況に変更が生じたときは、各施設の設置者等は板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金変更交付申請書(別記第9号様式)に必要な書類を添えて、直ちに区長へ申請するものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、交付を決定したときは、板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金変更交付決定通知書(別記第10号様式)により、また交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、当該設置者等に通知するものとする。

(実施状況報告)

第13条 補助金の交付を受ける各施設の設置者等は毎月、板橋区一時預かり事業(幼稚園型)実施状況報告書(別記第11号様式)に必要な書類を添えて、区が指定する日までに区長へ提出しなければならない。

(実績報告及び交付金額の確定)

第14条 補助金の交付を受けた各施設の設置者等は、区が指定する日までに板橋区一時預かり事業(幼稚園型)実績報告書(別記第12号様式)を区長へ提出するものとする。

2 区長は、前項の報告書を審査し補助金額を確定するとともに、板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金確定通知書(別記第13号様式)により当該設置者等へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の規定により、確定通知書を受けた各施設の設置者等は、板橋区一時

預かり事業（幼稚園型）補助金交付請求書（別記第14号様式）を提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（交付決定の取り消し）

第16条 区長は、各施設の設置者等が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 前号までに掲げるほか、区長が不相当と認めるとき。

2 区長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消す際は、速やかにその内容を、板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付決定取消通知書（別記第15号様式）により当該設置者等に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、その返還を当該設置者等に命じることができる。

2 区長は、第14条第2項の規定により補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を当該設置者等に命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第18条 補助金の交付を受けた各施設の設置者等は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助金の交付を受けた各施設の設置者等は、補助金の返還を命じられた場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算し納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 第1項又は第2項の場合において、区長は、やむを得ない事情があると認めると

きは、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(違約加算金の計算)

第19条 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、当該命令を受けた設置者等の納付した金額が返還を命じた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 第18条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の規程に基づき交付されている補助金の返還を命じられた設置者等が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(財産処分の制限)

第22条 補助金の交付を受けた各施設の設置者等は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成27年12月4日内閣府告示第424号)に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 区長は、前項の承認を受けて財産を処分することにより各施設の設置者等に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に返納させることができる。

3 各施設の設置者等は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額)

第23条 各施設の設置者等は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第16号様式)により、速やかに区長に

報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることができる。

(調査)

第24条 区長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、各施設の設置者等から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

(関係書類の保管)

第25条 補助金の交付の決定を受けた各施設の設置者等は、補助金と事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、各施設の設置者等は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の財産がある場合は、上記期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成27年12月4日内閣府告示第424号)に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(設置者等の努力義務)

第26条 補助金の交付を受けた各施設の設置者等は、一時預かり事業の一層の充実を図るよう努めなければならない。

(その他の事項)

第27条 この要綱に定めのない事項については、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)によるものとする。

(委任)

第28条 この要綱の施行に関し必要な事項は教育委員会事務局次長が定める。

付 則

この要綱は決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成30年9月10日から適用する。

付 則

1 この一部改正は決定の日から施行し、令和2年4月1日以降の申請分から適用する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この一部改正は、決定の日から施行し、令和3年4月1日以降の申請分から適用する。ただし、2歳児受入事業については、令和4年4月1日以降の申請分から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行する。

別表第1（第9条関係）

（1）補助金の単価

① 長時間預かり事業の補助単価

基本分単価	
平日（平日及び長期休業日の年間延べ利用者数が2,000人を超える場合）	園児1人当たり日額850円
平日（平日及び長期休業日の年間延べ利用者数が2,000人以下の場合）	下記の計算式から算出される小規模単価（※1）に450円を加えた額
休日（土曜日・日曜日・祝日等）	園児1人当たり日額1,250円
長期休業日	園児1人当たり日額1,250円
特別な支援を要する園児分	要件を満たす園児を受け入れる施設に適用（※2） 園児1人当たり日額4,000円
加算単価	
保育体制充実加算Ⅰ・Ⅱ	要件を満たす施設に適用（※3） 年額 2,892,400円／ 年額 1,446,200円
就労支援型施設加算	要件を満たす施設に適用（※4） 年額 1,383,200円
都単独加算単価Ⅰ・Ⅱ	園児1人当たり日額 500円／1,000円（※5）
長期休業期間を含む通年実施加算（区内に所在する認定こども園に限る。）	年額 2,000,000円

② 定期預かり事業の補助単価

基本分単価	
平日（平日及び長期休業日の年間延べ利用者数が2,000人を超える場合）	園児1人当たり日額400円
平日（平日及び長期休業日の年間延べ利用者数が2,000人以下の場合）	下記の計算式から算出される小規模単価（※1）
休日（土曜日・日曜日・祝日等）	園児1人当たり日額800円
長期休業日	園児1人当たり日額800円

特別な支援を要する園児分	要件を満たす園児を受け入れる施設に適用（※2） 園児1人当たり日額4,000円
加算単価	
保育体制充実加算Ⅰ・Ⅱ	要件を満たす施設に適用（※3） 年額 2,892,400円/ 年額 1,446,200円
就労支援型施設加算	要件を満たす施設に適用（※4） 年額 1,383,200円
長時間加算単価	開園時間により算出される単価（※6）
都単独加算単価Ⅰ	園児1人当たり日額500円（※5）

③ スポット預かり事業の補助単価

基本分単価	
平日（平日及び長期休業日の年間延べ利用者数が2,000人を超える場合）	園児1人当たり日額400円
平日（平日及び長期休業日の年間延べ利用者数が2,000人以下の場合）	下記の計算式から算出される小規模単価（※1）
休日（土曜日・日曜日・祝日等）	園児1人当たり日額800円
長期休業日	長期休業日単価（※7）
特別な支援を要する園児分	要件を満たす園児を受け入れる施設に適用（※2） 園児1人当たり日額4,000円
加算単価	
就労支援型施設加算	要件を満たす施設に適用（※4） 年額 1,383,200円
長時間加算単価	開園時間により算出される単価（※6）
長時間加算単価 （長期休業日8時間未満）	8時間未満の開園時間により算出される単価（※8）

④ 2歳児受入事業の補助単価

平日、休日（土曜、日曜、祝日等）、長期休業日 開園時間：8時間	年間延べ利用児童数が 1,500人以上の施設	園児1人当たり 日額2,650円
	年間延べ利用児童数が 1,500人未満の施設	園児1人当たり 日額2,250円
8時間を超えて開園する幼稚園は開園時間に応じて以下の単価を適用する。		
平日、休日（土曜、日曜、祝日等）、長期休業日 開園時間：10時間未満	年間延べ利用児童数が 1,500人以上の施設	園児1人当たり 日額2,980円
	年間延べ利用児童数が 1,500人未満の施設	園児1人当たり 日額2,530円
平日、休日（土曜、日曜、祝日等）、長期休業日 開園時間：10時間以上11時間未満	年間延べ利用児童数が 1,500人以上の施設	園児1人当たり 日額3,310円
平日、休日（土曜、日曜、祝日等）、長期休業日 開園時間：10時間以上11時間未満	年間延べ利用児童数が 1,500人未満の施設	園児1人当たり 日額2,810円
平日、休日（土曜、日曜、祝日等） 長期休業日 開園時間：11時間以上	年間延べ利用児童数が 1,500人以上の施設	園児1人当たり 日額3,640円
	年間延べ利用児童数が 1,500人未満の施設	園児1人当たり 日額3,090円

※1 小規模単価

(160万円/年間延べ利用者数) - 400円 (10円以下切り捨て)

※2 特別な支援を要する園児分 (第8条第2項)

第4条第3号イに規定する従事者の配置基準に基づく人数の配置とは別に1人以上の従事者を配置している各施設において、以下のいずれかの要件を満たす園児が当事業を利用する場合に適用する。(ただし、本単価を適用する児童については、その他基本単価、都単独加算単価Ⅰ・Ⅱ、長時間加算単価及び長時間加算単価(長期休業日8時間未満)は適用しない。)

(ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園支援教育・保育経費)や東京都又は板橋区による補助事業等の対象となっている園児

(イ) 特別児童扶養手当証書を所持する園児、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する園児、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる園児その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると区長が認める園児

※3 保育体制充実加算

(1) 保育体制充実加算Ⅰ

下表の(ア)又は(イ)の要件を満たした上で、(ウ)及び(エ)の要件を満たす区内に所在する施設については、1か所当たり年額2,892,400円を適用する。

(2) 保育体制充実加算Ⅱ

下表の(ア)又は(イ)の要件を満たした上で、(ウ)及び(オ)の要件を満たす区内に所在する施設については、1か所当たり年額1,446,200円を適用する。

(ア) 平日及び長期休業日の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かり保育を実施していること。
(イ) 平日及び長期休業日の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かり保育を実施しているとともに、休日において40日以上 の預かり保育を実施していること。
(ウ) 年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。
(エ) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)を全て保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。ただし、当該教育・保育従事者の数は2名を下回ってはならない。
(オ) 教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。ただし、当該教育・保育従事者の数は2名を下回ってはならない。

※4 就労支援型施設加算

次の要件を満たす区内に所在する施設に適用する。ただし(ウ)の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1園あたり年額691,600円とする。

(ア) 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かり保育を実施していること。

(イ) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること

(ウ) 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。ただし、施設型給付費の人員と重複してはならない。

※5 都単独加算単価

(ア) 都単独加算Ⅰ

都要綱第4の2に規定する事業の対象施設の在園児のうち、当該事業の対象児

童については、500円を加算する。

(イ) 都単独加算Ⅱ

都要綱第4の2に規定する実施体制を備え、平日5日間、年間240日以上、11時間以上の預かり保育を実施している対象施設の在園児のうち、当該事業の対象児童については、1,000円を加算する。

※6 8時間を超えて開園する施設について、当該事業における開園時間に応じて下記の単価を適用する。

(ア) 開園時間が10時間未満	150円
(イ) 開園時間が10時間以上11時間未満	300円
(ウ) 開園時間が11時間以上	450円

※7 長期休業日単価

長期休業日における開園時間が8時間未満の場合は、平日扱いとする。

※8 長期休業日加算単価

長期休業日における開園時間が4時間以上8時間未満の場合は、当該事業の開園時間に応じて次の単価を適用する。

(ア) 開園時間が6時間未満	100円
(イ) 開園時間が6時間以上7時間未満	200円
(ウ) 開園時間が7時間以上	300円

(2) 補助金の算出方法

上記により算出された単価 × 延べ利用者数

別表第2（第9条関係）

（1）小規模保育施設連携加算

次の要件を全て満たす区内に所在する幼稚園に対し適用する。

- （ア）都要綱第4の2に規定する事業の対象施設として決定していること。
- （イ）対象施設が都内の小規模保育施設との間で、連携にかかる協定等を書面にて締結していること。
- （ウ）対象施設において、小規模保育施設の卒園児の優先利用枠を設け、補助金交付年度中に少なくとも3名以上受け入れた実績があること。
- （エ）対象施設において次の（i）から（iii）までの全てを実施し、小規模保育施設の支援に努めることにより、卒園児の受け入れ環境を整備すること。
 - （i）小規模保育施設の事業者からの相談に対する保育内容等の助言
 - （ii）園庭の開放
 - （iii）小規模保育施設との集団保育や施設間の交流保育
- （オ）対象施設において、小規模保育施設との連携に係る教諭を1名配置すること。

1園当たり	年額 4,000,000円
-------	---------------

（2）2歳児受入加算

次の要件を全て満たす区内に所在する幼稚園に対し、補助額と一時預かり事業の実施に係る実支出額を比較して少ない額を交付する。ただし、交付申請額を超えて交付はしない。

- （ア）週3日、4時間以上の2歳児の受け入れを実施すること。
- （イ）東京都内在住の2歳児で、預かり保育を継続的に必要と認められる者（以下「都対象2歳児」という。）を補助金交付年度中に少なくとも3名以上受け入れた実績があること。
- （ウ）補助金交付年度中に都要綱第4の3に規定する事業を実施すること。
- （エ）2歳児の受け入れ可能定員や月または年単位の利用料を設定し、園則等に記載するなど事業の明確化を図ること。
- （オ）次の（i）から（iii）までの取組を行う教諭を1名配置すること。
 - （i）2歳児の受け入れに伴う2歳児特有の発達、教育への理解、ノウハウの蓄積
 - （ii）3歳以降の幼稚園教育に円滑に接続するための教育課程等の整備
 - （iii）園生活を送る様々な年齢の子どもが快適に過ごすための職員の関わり方、組織体制や環境の整備
- （カ）都対象2歳児と在籍園児が混在しないよう、明確に区別し運用管理を行うこと。
- （キ）在籍園児の教育環境に影響を及ぼさない範囲で2歳児の受け入れを行うこと。
- （ク）保護者からの希望に応じて、3歳以降も引き続き対象施設で受け入れる体制を整備

していること。

1園当たり	年額 2,340,000円
-------	---------------

(3) 東京都就労支援型施設加算（事務経費）

次の要件を満たす区内に所在する幼稚園に対し適用する。ただし、追加で配置する職員の配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。

(ア) 東京都交付要綱第4の2に規定する事業の対象施設として決定していること。

(イ) 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。

1か所当たり	年額 1,383,200円
--------	---------------

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施届

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者名	

児童福祉法第34条の12第1項及び児童福祉法施行規則第36条の33第1項の規定により届け出ます。

事業の種類	一時預かり事業（幼稚園型）
事業の内容	
職員の定数及び職務内容	職員数 名（常勤 名 非常勤 名） （職務の内容を確認できる書類を添付）
主な職員の氏名及び経歴	（書類を添付）
施設の名称	
施設の種別	
施設の所在地	
利用定員	人（長時間預かり事業 人 定期預かり事業 人 スポット預かり事業 人 2歳児受入事業 人）
開園時間	時 分から 時 分まで
面積及び構造	施設の面積 m ²
	保育室 m ² [1人当たり m ²]
	乳児室又はほふく室 m ² [1人当たり m ²]
	その他 m ²
	建物の構造 造 階建（設置図及び平面図を添付）
設備	遊具（ ）
	その他（ ）
事業開始予定年月日	
条例、定款その他の基本約款	（書類を添付）

備考

- 「事業の内容」欄には、実施する一時預かり事業の概略を記載の上、収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。
- 「主な職員の氏名及び経歴」については、氏名及び生年月日、常勤・非常勤の別、資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付してください。

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）内容変更届

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者氏名	

年 月 日付けで実施の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の12第2項の規定により届け出ます。

施設の名 称		
施設の所在地		
変更する事項 (該当する事項に レ点を付けてくだ さい。)	<input type="checkbox"/> 設置者等の住所及び氏名	<input type="checkbox"/> 施設の所在地
	<input type="checkbox"/> 事業の種類及び内容	<input type="checkbox"/> 利用定員
	<input type="checkbox"/> 職員の定数及び職務内容	<input type="checkbox"/> 面積及び構造
	<input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴	<input type="checkbox"/> 設備
変更内容 (「変更する 事項」に応じ 記載してくだ さい。)	<input type="checkbox"/> 施設の名 称	<input type="checkbox"/> 条例、定款その他の基本約款
	<input type="checkbox"/> 施設の種 類	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
事業変更年月日		

備考

- 「事業の種類及び内容」の変更の場合は、一時預かり事業の概略を記載の上、収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。
- 「職員の定数及び職務内容」の変更の場合は、職務の内容を確認できる書類を添付してください。
- 「主な職員の氏名及び経歴」の変更の場合は、氏名及び生年月日、常勤・非常勤の別、資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付してください。
- 「面積及び構造」の変更の場合は、設置図及び平面図を添付してください。
- 「条例、定款その他の基本約款」の変更の場合は、書類を添付してください。

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）休止届

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者名 氏名	

年 月 日付けで実施の届出を行った事業について、次のとおり休止するので、児童福祉法第34条の12第3項及び児童福祉法施行規則第36条の34の規定により届け出ます。

施設の名 称	
施設の所在地	
事業休止年月日	
休 止 理 由	
現に便宜を受けている乳幼児に対する措置及び従事職員の処遇について	
事業休止予定期間	

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）廃止届

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者名 氏	

年 月 日付けで実施の届出を行った事業について、次のとおり廃止するので、児童福祉法第34条の12第3項及び児童福祉法施行規則第36条の34の規定により届け出ます。

施設の名 称	
施設の所在地	
事業廃止年月日	
廃止理由	
現に便宜を受けている乳幼児に対する措置及び従事職員の処遇について	

第5号様式

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）届に係る受理通知書

年 月 日付で届出のあった板橋区一時預かり事業（幼稚園型）届
（ 届）について内容を審査した結果、届出内容を受理することと決定し
たので通知します。

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金年間計画書（令和 年度）

年 月 日

（宛先） 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者職氏名	

1. 基礎情報（一時預かり年間実施日数・時間・TOKYO子育て応援幼稚園の該当の有無）

	年間実施日数	実施時間	
			～
平日			
長期休業日			
休日（土日・祝日等）			
2歳児受入事業			
合計			

TOKYO子育て 応援幼稚園
○

1週間当たり預かり保育実施日数（日）	教育時間（時間）	1日当たり預かり保育時間（時間）

2. 施設当たり年間延べ利用者数・一時預かり利用定員

	2歳児以外	2歳児（3号認定児童）
【平日分】施設当たり年間延べ利用者数		
【長期休業日分】施設当たり年間延べ利用者数		
【平日分＋長期休業日分】施設当たり年間延べ利用者数		

利用定員（人）

スポット	
長時間	
定期	
2歳児	
計	

※ 年間延べ利用者数の見込数を入力ください。

対象事業	利用時間	延べ利用児童数													単価		補助額		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	利用時間	円			
スポット	平日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	平日	円		
	うち 長時間	2時間未満															うち長時間	2時間未満	
		2～3時間														2～3時間			
		3時間以上														3時間以上			
	長期休業日（8時間未満）														長期休業日（8時間未満）				
	うち 長時間	2時間未満													うち長時間	2時間未満			
		2～3時間														2～3時間			
		3時間以上														3時間以上			
	長期休業日（8時間以上）													長期休業日（8時間以上）					
	うち 長時間	2時間未満													うち長時間	2時間未満			
2～3時間														2～3時間					
3時間以上														3時間以上					
休日														休日					
うち 長時間	2時間未満													うち長時間	2時間未満				
	2～3時間														2～3時間				
	3時間以上														3時間以上				
特別な支援を要する児童													特別な支援を要する児童						
合計延べ人数														合計（スポット）					
長時間	平日													平日 都加算					
	うち 長時間	2時間未満												うち長時間	2時間未満				
		2～3時間													2～3時間				
		3時間以上													3時間以上				
	長期休業日（8時間以上）												長期休業日（8時間以上） 都加算						
	うち 長時間	2時間未満												うち長時間	2時間未満				
		2～3時間													2～3時間				
		3時間以上													3時間以上				
	休日													休日 都加算					
	うち 長時間	2時間未満												うち長時間	2時間未満				
2～3時間													2～3時間						
3時間以上													3時間以上						
特別な支援を要する児童												特別な支援を要する児童							
合計延べ人数													合計（長時間）						
		補助額（A）																	

対象事業	利用時間	延べ利用児童数												単価	補助額	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			計
2歳児(3号)	平日+長期休業日+休日														基本分	
	うち長時間	2時間未満													都加算	
		2~3時間													2時間未満	
		3時間以上													2~3時間	
	合計延べ人数													3時間以上		
													合計(2歳児)			
													補助額(B)			

4. 保育体制充実加算

該当の有無	
-------	--

(C)	
基準額	

(1) 保育体制充実加算 I

下表の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす区内に所在する施設については、1か所当たり年額2,892,400円を適用する。

(2) 保育体制充実加算 II

下表の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす区内に所在する施設については、1か所当たり年額1,446,200円を適用する。

要件	
①	平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施している
②	平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施している
③	年間延べ利用児童数が2000人超の施設である
④	④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)がすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者である。ただし、当該教育・保育従事者の数は2名を下回らない。
⑤	⑤教育・保育従事者の概ね2分の1以上が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者である。ただし、当該教育・保育従事者の数は2名を下回らない。
	○を選択した要件については、年間を通じて満たしている。

5. 就労支援型施設加算

該当の有無	
-------	--

(D)	
基準額	

要件	
①	平日及び長期休業日の双方において、8時間以上の預かり保育を実施している。
②	小規模保育施設と連携している。(連携協定書等を添付してください)□
③	追加で事務職員を配置している。(事務職員の配置が分かる体制表を添付してください)
	事務職員の配置月数(6月以上・6月未満から選択)

6. 小規模保育施設連携加算

該当の有無	
-------	--

(E)	
基準額	

要件	
①	TOKYO子育て応援幼稚園として決定している。
②	小規模保育施設と連携している。(連携協定書等を添付してください)□
③	連携に係る教員を1名配置している。
④	対象施設の卒園児の優先利用枠を設け、交付年度中に卒園児を少なくとも3名以上受入れた実績がある。
⑤	以下(i)~(iii)の全てを実施し、小規模保育施設の支援に努めることにより、卒園児の受入れ環境を整備する。 (i) 小規模保育施設の事業者からの相談に対する保育内容等の助言 (ii) 園庭の開放 (iii) 小規模保育施設との集団保育や施設間の交流保育

7. 2歳児受入加算

該当の有無		(F) 基準額
要件	① 週3日、4時間以上の2歳児の受け入れを実施している	
	② 東京都内在住の2歳児で、預かり保育を継続的に必要と認められる者(以下「都対象2歳児」という。)を補助金交付年度中に少なくとも3名以上受け入れた実績がある	
	③ 都要綱第4の3に規定する幼稚園型Ⅱ(2歳児受入事業)を実施している	
	④ 2歳児の受け入れ可能定員や月または年単位の利用料を設定し、園則等に記載するなど事業の明確化を図っている	
	⑤ 次の(i)から(iii)までの取組を行う教諭を1名配置している (i) 2歳児の受け入れに伴う2歳児特有の発達、教育への理解、ノウハウの蓄積 (ii) 3歳以降の幼稚園教育に円滑に接続するための教育課程等の整備 (iii) 園生活を送る様々な年齢の子どもが快適に過ごすための職員の関わり方、組織体制や環境の整備	
	⑥ 都対象2歳児と在籍園児が混在しないよう、明確に区別し運用管理を行っている	
	⑦ 在籍園児の教育環境に影響を及ぼさない範囲で2歳児の受け入れを行っている	
	⑧ 保護者からの希望に応じて、3歳以降も引き続き対象施設で受け入れる体制を整備している	

8. 東京都就労支援型施設加算(事務経費)

該当の有無		(G) 基準額
要件	① TOKYO子育て応援幼稚園として決定している。	
	② 追加で事務職員を配置している。(事務職員の配置が分かる体制表を添付してください)	
	事務職員の配置月数(6月以上・6月未満から選択)	

9. 通年開所加算(区内認定こども園のみ)

該当の有無		(H) ①基準額合計
-------	--	---------------

10. 補助額算定

① 補助基準額合計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)+(H) ①補助基準額

② 事業の収支(見込み)

支出額		-	収入額		=	②差引額	
-----	--	---	-----	--	---	------	--

③ 交付申請予定額 (①と②を比較して少ない額)

③交付申請予定額

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 補助条件

- （1）板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の規定を遵守すること。
- （2）園児の利用状況の減少等の理由により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するものとする。

第10号様式

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 補助条件

- （1）板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の規定を遵守すること。
- （2）園児の利用状況の減少等の理由により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するものとする。

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施状況報告書

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	法人名称	
	代表者職氏名	

下記のとおり、板橋区一時預かり事業（幼稚園型）を下記のとおり実施したので報告する。

記

1 利用状況

【長時間預かり事業】

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
学年別利用実人数（区内）	人	人	人	0人
学年別利用実人数（区外）	人	人	人	0人

	平日	休日	長期休業日
延べ利用人数（区内）※	延 人	延 人	延 人
保育実施日	日	日	日

延べ利用人数(平日・休日・長期休業日)	
特別な支援を要する児童（区内）	延 人

【定期預かり事業】

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
学年別利用実人数（区内）	人	人	人	0人
学年別利用実人数（区外）	人	人	人	0人

	平日	休日	長期休業日
延べ利用人数（区内）	延 人	延 人	延 人
保育実施日	日	日	日

延べ利用人数(平日・休日・長期休業日)	
特別な支援を要する児童（区内）	延 人

【スポット預かり事業】

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
学年別利用実人数（区内）	人	人	人	0人

		平日	休日
利用時間	うち長時間	延べ利用人数	延 人 延 人
		8時間超過10時間未満	延 人 延 人
		10時間以上11時間未満	延 人 延 人
		11時間以上	延 人 延 人
保育実施日		日	日

		長期休業日		長期休業日	
利用時間	うち長時間	延べ利用人数(8時間未満)	延 人	延べ利用人数(8時間以上)	延 人
		4時間超過6時間未満	延 人	8時間超過10時間未満	延 人
		6時間以上7時間未満	延 人	10時間以上11時間未満	延 人
		7時間以上8時間未満	延 人	11時間以上	延 人
		保育実施日		日	日

延べ利用人数(平日・休日・長期休業日)	
特別な支援を要する児童（区内）	延 人

【2歳児受入事業】

	2歳児
学年別利用実人数（区内）	人
学年別利用実人数（区外）	人

	平日	休日	長期休業日
延べ利用人数（区内）	延 人	延 人	延 人
保育実施日	日	日	日

延べ利用人数(平日・休日・長期休業日)	
---------------------	--

2 一時預かり事業(幼稚園型)従事職員について
・別紙職員名簿のとおり

3 一時預かり事業(幼稚園型)利用在園児について
・別紙在園児名簿のとおり

※満3歳児利用人数は3歳児に含めて集計してください。

板橋区一時預かり事業(幼稚園型)実績報告書 (年度)

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	法人名称	
	代表者職氏名	

年度板橋区一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱第14条の規定に基づき、一時預かり事業(幼稚園型)補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1 交付申請した補助金の額 _____円

2 年間実績に基づく補助金の額 _____円

(内訳) 1. 基本分単価、都単独加算単価Ⅰ・Ⅱ、長時間加算単価(長期休業日8時間未満を含む)

補助金合計 _____円

保育体制充実加算 _____円

就労支援型施設加算 _____円(事務職員配置月数 月)

通年実施加算 _____円

2. 小規模保育施設連携加算 _____円

2歳児受入加算 _____円

東京都就労支援型施設加算 _____円(事務職員配置月数 月)

3 板橋区一時預かり事業(幼稚園型)の実績

(1) 年間延べ利用人数(区内)

【長時間預かり事業】

(幼稚園在籍園児分) ※特別な支援を要する園児分を除く

平日 延 _____人 休日 延 _____人 長期休業日 延 _____人

(特別な支援を要する園児分)

年間 延 _____人

【定期預かり事業】

(幼稚園在籍園児分) ※特別な支援を要する園児分を除く

平日 延 _____人 休日 延 _____人 長期休業日 延 _____人

(特別な支援を要する園児分)

年間 延 _____人

【スポット預かり事業】

(幼稚園在籍園児分) ※特別な支援を要する園児分を除く

平日 (合計)	延 _____人
(うち長時間) 8 時間超過 10 時間未満	延 _____人
10 時間以上 11 時間未満	延 _____人
11 時間以上	延 _____人
休日 (合計)	延 _____人
(うち長時間) 8 時間超過 10 時間未満	延 _____人
10 時間以上 11 時間未満	延 _____人
11 時間以上	延 _____人
長期休業日 (8 時間未満合計)	延 _____人
(うち長時間) 4 時間超過 6 時間未満	延 _____人
6 時間以上 7 時間未満	延 _____人
7 時間以上 8 時間未満	延 _____人
長期休業日 (8 時間以上合計)	延 _____人
(うち長時間) 8 時間超過 10 時間未満	延 _____人
10 時間以上 11 時間未満	延 _____人
11 時間以上	延 _____人

(特別な支援を要する園児分)

年間 延 _____人

【2歳児受入事業】

平日 延 _____人 休日 延 _____人 長期休業日 延 _____人

(2) 施設当たり年間延べ利用者数 (区内・区外含む)

平日 延 _____人 長期休業日 延 _____人 合計 延 _____人

(3) 年間保育実施日

平日 _____日 休日 _____日 長期休業日 _____日

(4) 添付書類

当事業に係る収支について (別紙)

第13号様式

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金確定通知書

（ 年度）

年 月 日付け板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実績報告書に基づき、板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金の額を下記のとおり確定したため、通知します。

記

1 補助金確定額 _____ 円

補助金交付決定金額	円
補助金確定額	円

第14号様式

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付請求書

金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円
----	----	----	----	---	---	---	---	---	---

ただし、年 月 日付け 第 号により交付額が確定された 年度板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金として、上記金額を請求する。

（宛先）東京都板橋区長

年 月 日

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者氏名	

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（宛先）東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者氏名	

年 月 日付け 第 号で交付額の確定があった板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

3 添付資料

上記2の金額の積算内訳等参考となる書類